



-建築確認審查·検查- GBRC最新情報



(一財) 日本建築総合試験所 建築確認評定センター 建築確認検査課 Vol.22 2021.04.26 (1/3)

【お知らせ】建築基準法の一部を改正する法律等の円滑な施行について(技術的助言)

国住街第204号 令和3年3月3日

防火無指定地域

令和元年改正法施行後の建築基準法第53条の規定に基づく建蔽率制限の緩和に係る補足(地方自治体(昭和22年法律第67号) 第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言)について、以下のとおり概要を解説します。 1. 敷地が防火地域の内外にわたる場合の建蔽率緩和の取扱いについて A B:敷地内の建築物 防火地域 一 準防火地域 防火地域 一 準防火地域 (全部が耐火建築物等(法53条3項1号イ規定))」 A' B':上記以外の場合 準防火地域 準防火地域 道 渞

建物A,Bは防火地域あるものとみなします

:敷地(防火地域)

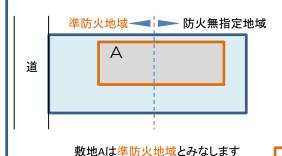
防火無指定地域

: 敷地(準防火地域)

建物A',B',C'は当該敷地内の防火地域、準防火地域ごとの耐火建築 物等又は準耐火建築物等の別に応じます。

建蔵率緩和適用 : 法第53条第3項第一号又は第6項第一号

2.敷地が準防火地域と防火地域及び準防火地域以外の区域とにわたる場合の建蔽率緩和の取扱いについて

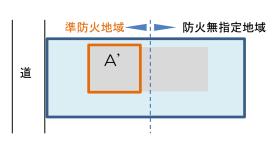


A:敷地内の建築物

(全部が耐火建築物等又は準耐火建築物等

(法53条3項1号口規定))

A':敷地A規定以外



B'

建物A'は当該敷地内の準防火地域の耐火建築物等又は準耐火建 築物等の別に応じます。

建蔽率緩和適用 : 法第53条第3項第一号

:敷地(準防火地域)





·建築確認審查·検查- GBRC最新情報

(一財) 日本建築総合試験所 建築確認評定センター 建築確認検査課 Vol.22 2021.04.26 (2/3)

既存建築物のエネルギー消費性能に関する技術的助言について (国住建環第23号 令和2年11月2日)

既存建築物のエネルギー消費性能の算定方法については、既存建築物のエネルギー消費性能について(令和2年11月2日付け 国住建環第23号)の技術的助言に応じて、「モデル建築法入力支援ツール 解説」(Ver.3.0.0 2021年4月)に変更があ りました。ご注意ください。

表 増改築における既存部分のBEI算定の考え方 赤字:「Ver.2.9 2020年4月」から変更になった部分

| | • | | |
|-------------------|--|---|---|
| | 平成28年4月1日時点で現に 存する建築物の増改築 | 平成28年4月1日後、平 成29年4月1日以前に建 築された建築物の増改築 | 平成29年4月1日後に建築された 建築物の増改築 |
| 既存部分のBEIの 算出 | 既存建築物のエネルギー消費性能について(技術的助言 令和2年11月2日付け国住建環第23号)において示しているとおり 技術的助言は https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001381944.pdf に掲載されています。 | | |
| 増改築部分のBEI の算出 | 増改築部分の外皮及び設備の仕様を入力してBEIを算出する。 ※増改築部分全体が計算対象とならない場合は、本来はBEIを算出することはできないが、便宜 上、増改築部分のBEIを1.0として建築物全体を評価してもよい。 | | |
| 建築物全体の基 準適合の判断 | BEI≦1.1となればよい | BEI≦1.0となればよい | |
| 適合の義務 | 増改築のうち非住宅部分の面積が300m²以上かつ増改築 後の非住宅部分の床面積が300m²以上であり、増改築面 積が増改築後の非住宅部分の全体面積の1/2超の増改築の 場合であれば基準適合義務の対象。 | | 増改築のうち非住宅部分の面積が 300m2以上かつ増改築後の非住 宅部分の床面積が300m ² 以上であ れば基準適合義務の対象。 |

「建築確認図書作成における防火・避難に関する留意事項」について

今後の設計時参考となる防火・避難等の関連基準に関する設計上の留意事項を取りまとめた「建築確認図書作成

における防火・避難に関する留意事項」が掲載されています。ご参考ください。

http://www.kenchiku-bosai.or.jp/disaster/bouka important/notice/





·建築確認審查·検查- GBRC最新情報

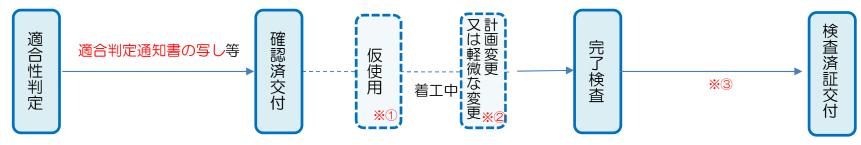
(一財) 日本建築総合試験所 建築確認評定センター 建築確認検査課 Vol.22 2021.04.26 (3/3)

【連絡】改正建築物省エネ法の円滑な施行に向けた対応について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律が令和元年5月17日に公布され、 令和3年4月1日から施行されました。

- 省エネ基準への適合義務制度の対象が、300m²以上の非住宅建築物に拡大されました。
 - 「改正後の新たな適合義務制度」は、施行後に当初の確認申請が行われるものから対象となる

適合義務制度の対象となる場合



- ※① 省エネ計画に係る施工状況を必要に応じて確認する場合がある
- ※② 計画変更や軽微な変更(ルートC)が必要となった場合、 手数料が必要になります。ご注意ください。
- ※③ 適合性判定に要した図書等のとおりに丁事施丁の確認が必要になります。
- 適合性判定の対象となる中規模な非住宅建築物は、工事中に省エネ計画の変更が生じた場合に 完了検査申請までに計画変更その手続きを完了しておく必要があります。

<参考資料> 令和3年3月3日付け改正建築物省エネ法の円滑な施行に向けた対応について(事務連絡)

【編集後記】

初めまして、2月から建築確認検査課に携わることになりました張と申します。2007年中国から 日本に来ました。あっという間にもう十何年を過ぎてしまいました。 さて、私が4月はメールサービスを担当になってからは初めて、新しく学ぶことが多くありますが、 頑張ります。これからもよろしくお願いします。

発行者:一般財団法人日本建築総合試験所 建築確認評定センター 建築確認検査課

担当:小川・中尾・張

TEL:06(6966)7565 FAX:06(6966)7680

E-mail: kakunin@gbrc.or.jp